

子ども関連施設における放射線対策(平成 23 年 10 月～)

対象施設：市立小中学校・保育所・幼稚園、公園など

一次的対策

☆子どもの生活圏域となる施設を優先

- 落ち葉集積場所の堆積物（腐葉土）の除去
- 雨樋（縦樋）下部の土壤の除去
- 雨水浸透施設等の表面露出箇所（グレーチング部）の浚渫・清掃、
土壤の除去
- ※ 施設の状態に応じ、必要性の高いところから順次、実施する。
- ※ 除去したものを記録、施設内等に一時保管する。

10
月
中
に
完
了

(目標スケジュール)

点 検

- 一次的対策が終了した施設から順次測定・点検する。
- 測定結果に基づき、必要な箇所について二次的対策を講じる。

10
～
11
月

二次的対策

- 測定値に応じた対策を実施〈予算措置を要さないものは年内完了目標〉
(対策内容：濃度測定の実施、除去物の安全な保管)
- 測定値に応じた一時保管物の処理
- ※二次的対策後、測定・点検を実施し記録

11
月
～

定期点検

- 定期的に測定・点検を行い、継続的に経過観察する。
- 対策が必要な箇所があれば二次的対策等を講じる。